

【特集】

個人事業者における 記帳水準の向上策

適切な記帳（及び記帳水準の向上）は、経営状態が可視化され、適切な経営判断に資することになることのほか、適正な税務申告にも資するものであるが、新型コロナウイルス感染症に係る助成金等の支給の際に、個人事業者の記帳水準に対して疑問が呈された。

令和3年度の税制改正大綱では、「記帳水準の向上等」として項目立てがなされ、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行うことが示された。次いで、令和4年度税制改正大綱では、その検討は所得税の青色申告制度の見直しを含めて行うこととされ、令和5年度及び令和6年度税制改正大綱においても示されている。

安価なクラウド会計ソフト等を活用することにより、小規模事業者であっても正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきているとされる中、個人事業者の正規の簿記の原則に基づく記帳水準の向上にはどのような施策が有効か。青色申告制度のあり方も含めて検討いただいた。

- 1—個人事業者の現状と記帳水準向上の課題 ●一般社団法人全国青色申告会総連合
- 2—会計教育の現状と今後のあり方 ●沼恵一
- 3—正規の簿記の原則に基づく記帳が行われている事業者への恩典の是非 ●末吉幹久
- 4—個人所得税における青色申告制度改廃論—ナッジと青色申告のデフォルト化・記帳推進策・デジタル化— ●泉絢也
- 5—デジタル化による記帳水準の向上と税理士の役割 ●若林俊之

1

個人事業者の現状と 記帳水準向上の課題

一般社団法人 全国青色申告会総連合

I はじめに

我が国の個人事業者は、高齢化、シェアリングエコノミーやギグワークをはじめとする新しい経済活動、副業・兼業を認める働き方の多様化、情報通信技術の活用などに伴い、その実態に変化がみられる。本稿では、個人事業者の現状を概観し、青色申告会員の記帳と指導・相談の状況から、国税当局が求める「記帳水準の向上」を推進するうえでの課題を整理したい。

II 個人事業者の現状

(1) 個人事業者は減少し、高齢化が進む

「国勢調査」によると、自営業主は平成27年から令和2年の5年間で約22万人減少した(図表1)⁽¹⁾。事業主の年齢は、令和4年の「個人企業経済調査」によると70歳以上の割合が46.2%となり、過去4回の調査でも高齢化が進展している(図表2)。

(2) 伝統的自営業は減少、雇用的自営等が増加

個人事業者のなかでも、農林漁業、製造業、

図表1 国勢調査にみる自営業主数の変化

(単位：人)

	平成27年(2015)			令和2年(2020)			差		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
自営業主	5,784,686	4,385,454	1,399,232	5,560,886	4,120,938	1,439,948	▲223,800	▲264,516	40,716
雇人のある業主	1,271,440	1,044,515	226,925	1,199,852	978,441	221,411	▲71,588	▲66,074	▲5,514
雇人のない業主	4,513,246	3,340,939	1,172,307	4,361,034	3,142,497	1,218,537	▲152,212	▲198,442	46,230
家族従業員	2,055,499	433,159	1,622,340	1,739,011	350,135	1,388,876	▲316,488	▲83,024	▲233,464
就業者総数	63,810,382	35,963,316	27,847,066	65,468,436	36,063,580	29,404,856	1,658,054	100,264	1,557,960
雇用人	52,720,855	28,684,299	24,036,556	54,544,201	28,848,523	25,695,678	1,823,346	164,224	1,659,122

出典：総務省統計局「令和2年 国勢調査 就業状態等基本集計結果 結果の概要」令和4年5月から抜粋。

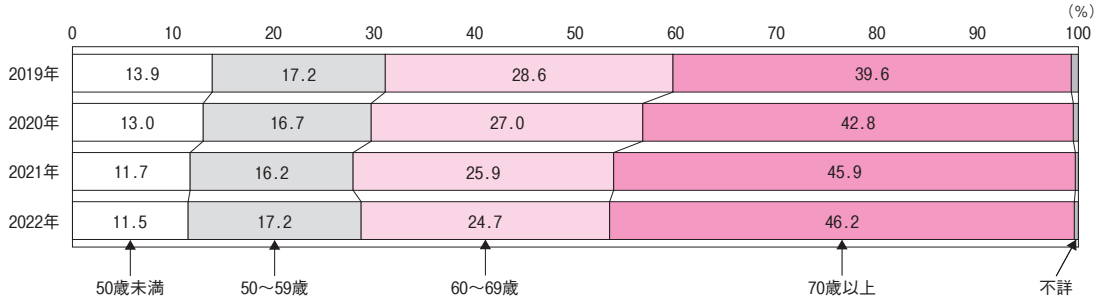
(1) 国勢調査の平成27年と令和2年の比較で性別に着目すると、女性では自営業主のうち雇人のない業主が増加している。

小売・卸売など伝統的自営業の減少がとくに著しい。一方で、建築技術者やSE（システムエンジニア）、保険代理人・外交員など「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等」、いわゆる雇用的自営業等の割合が増加している（図表3）。

(3) フリーランスが増加

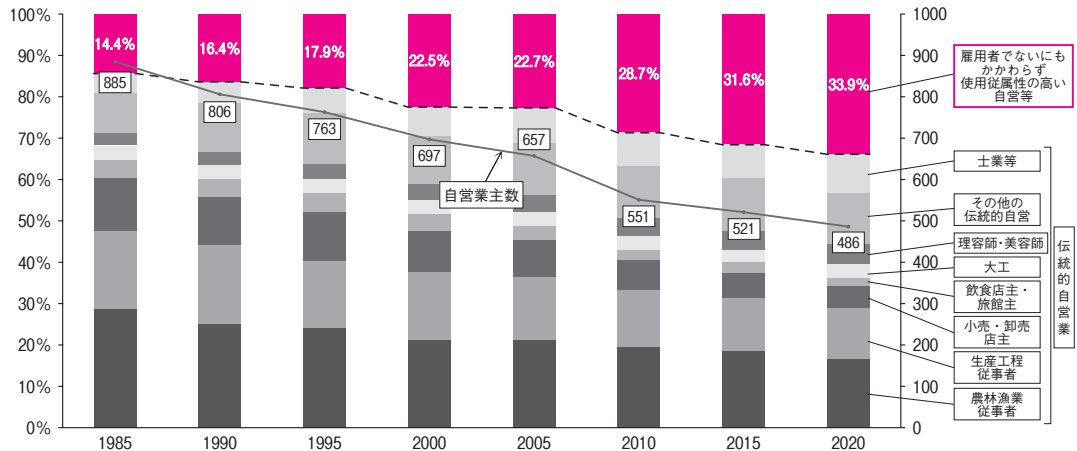
従業員がいない個人事業者などフリーランス⁽²⁾が増加している。令和4年の「就業構造基本調査」は同調査で初めて、フリーランスの状況を取りまとめた（図表4）。「本業がフリーランス」の数は209.4万人、有業者に占める割合は3.1%。産業大分類別にみると

図表2 事業主の年齢階級別企業割合の推移（調査対象産業計）



出典：総務省統計局「令和4年個人企業経済調査結果の概要」令和5年3月。

図表3 伝統的自営業と雇用的自営業等の推移



出典：財務省資料（総務省統計局「国勢調査」から作成）

(注1) 山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」（平成27年9月3日 政府税制調査会資料）の区分によると、「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいう。「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいう。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。

(注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

(2) 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日）は、フリーランスを「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義する。総務省統計局「就業構造基本調査」は、フリーランスを「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者」と定義するが、同調査はこれまで有給の家族従業員がいる場合を「雇人がいない自営業主」に含めておらず、令和4年の調査でもフリーランスに含めていない。

図表 4 有業者に占めるフリーランスの割合

(万人, %)

産業	有業者数	本業がフリーランス	有業者に占める本業がフリーランスの割合
総数	6706.0	209.4	3.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2.4	0.0	1.7
建設業	462.9	49.7	10.7
製造業	1047.7	16.2	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	35.7	0.3	0.7
情報通信業	293.2	15.3	5.2
運輸業, 郵便業	347.0	9.4	2.7
卸売業, 小売業	967.4	17.5	1.8
金融業, 保険業	161.1	2.0	1.3
不動産業, 物品賃貸業	152.4	16.4	10.7
学術研究, 専門・技術サービス業	271.9	36.7	13.5
宿泊業, 飲食サービス業	364.2	0.8	0.2
生活関連サービス業, 娯楽業	221.6	10.7	4.8
教育, 学習支援業	342.5	12.5	3.7
医療, 福祉	900.1	3.6	0.4
複合サービス業	46.2	0.0	0.0
サービス業 (他に分類されないもの)	459.3	18.2	4.0

出典：総務省統計局「令和4年 就業構造基本調査結果の概要」令和5年7月。

実数が多いのは「建設業」で49.7万人、有業者に占める割合は10.7%。有業者に占める割合が高いのは「学術研究、専門・技術サービス業」で13.5%、実数で36.7万人であった。

(4) 青色申告が6割、白色申告が4割

個人事業者の平成30年分申告所得税では、青色申告⁽³⁾が全体の60%（正規簿記が29.7%、簡易簿記が30.3%）、白色申告が40%。事業収入階級別でみると1千万円以下の小規模事業者が全体の78.8%（図表5上）。小規模事業者だけでは青色申告が52.6%（正規簿記が21.9%、簡易簿記が30.7%）、白色申告が47.4%（図表5下）⁽⁴⁾。小規模事業者を年齢別にみると、白色申告の割合が一番高いのは

20代以下、青色申告で簡易簿記より正規簿記が多いのは30代と40代であった。

(5) コロナ禍でも青色申告者は増加

青色申告者は年々増えている（図表6）。とくに新型コロナウイルスがまん延して事業活動が停滞した令和2年の翌年、大きく増えた。各種支援金の審査書類に青色申告決算書や帳簿があり、青色申告制度が広く認知されたことに加え、離職して個人事業者になった方、純損失の繰越しなど青色申告の特典を求めた方が多かったのでないかと考えられる。

(3) 青色申告は、一定水準の記帳を行い、その記帳をもとに適正な申告をすることで、所得の計算などに有利な取り扱いが受けられる制度である。その記帳は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を意味する）によることを基本とするが、現金出納帳や経費帳などの簡易簿記でもよいことになっている。

(4) 会計検査院の平成19年度決算検査報告は、65税務署から申告書の抽出を行い、青色申告特別控除の適用状況を検査した。営業等所得者（申告納税額を有する者）約29万人の青色申告割合は57.2%、総所得金額等が高額なほど青色申告割合は高く、1,000万円以上3,000万円未満は85.8%、3,000万円以上は91.3%であった。総所得金額等が5,000万円以上の高額営業等所得者のうち青色申告者は93.4%、65万円控除適用者は83.8%であった。

図表5 個人事業者の申告状況（平成30年分）

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 [※]		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100.0%

事業収入1,000万円以下 年齢別	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 [※]		
20代以下	[19.1%] 0.7%	[24.4%] 0.9%	[56.5%] 2.1%	3.7%
30代	[28.1%] 3.1%	[27.6%] 3.0%	[44.3%] 4.8%	10.9%
40代	[29.0%] 5.0%	[27.7%] 4.8%	[43.3%] 7.5%	17.3%
50代	[24.5%] 4.5%	[28.9%] 5.4%	[46.6%] 8.6%	18.5%
60代	[18.7%] 4.8%	[30.6%] 7.8%	[50.7%] 13.0%	25.6%
70代以上	[15.8%] 4.7%	[36.8%] 8.8%	[47.4%] 11.4%	24.0%
合計	21.9%	30.7%	47.4%	100.0%

出典：政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合」令和3年6月15日と8月10日資料、一部改。

出所：国税庁調

（注1）事業収入の金額が1円以上ある者（事業所得以外が主たる所得の者も含む）の申告状況。

（注2）簡易簿記には現金主義を含む。現金主義の者は全体の0.1%程度。

（注3）事業収入1,000万円以下の年齢別表の [] 内は各世代における記帳方法の分布（横軸計が100%）。

図表6 青色申告者数の推移

（単位：人）

年	青色申告者（前年との差）	青色申告者		
		営業等所得者	農業所得者	不動産・山林所得者
平成28年（2016）	6,205,843	3,798,212	424,193	1,983,438
平成29年（2017）	6,393,711（187,868）	3,925,883	427,315	2,040,513
平成30年（2018）	6,585,600（191,889）	4,044,543	437,180	2,103,877
令和元年（2019）	6,770,630（185,030）	4,170,556	441,440	2,158,634
令和2年（2020）	6,962,853（192,223）	4,316,744	443,234	2,202,875
令和3年（2021）	7,225,869（263,016）	4,529,381	445,932	2,250,556
令和4年（2022）	7,482,116（256,247）	4,742,938	449,264	2,289,914
令和5年（2023）	7,693,481（211,365）	4,920,997	448,101	2,324,383

出典：国税庁統計から作成。

（注）毎年3月15日現在（ただし令和3年は4月15日現在）。営業等のほかに農業又は不動産・山林に係る所得を有する者は「営業等所得者」に、農業のほかに不動産・山林に係る所得を有する者は「農業所得者」に計上している。

Ⅲ 青色申告会員の指導・相談と申告状況

(1) 青色申告特別控除の変遷

青色申告の特典のひとつである青色申告特別控除は、一律10万円を控除する青色申告控除から記帳内容に応じて控除額が異なる仕組みに改められ、平成5年から導入された（図

表7）。その後、数次の改正で控除額が見直され、令和2年分以降は正規の簿記の原則による記帳に加えて優良な電子帳簿の要件を満たした電子帳簿保存かe-Taxによる電子申告を行うことで、最大65万円の控除を適用することができる。

(2) 青色申告会の記帳に係る指導・相談

青色申告会は、青色申告を行う個人事業者

図表7 青色申告特別控除額の推移と記帳義務

申告者の区分	正規の簿記の原則に従い記録		簡易な簿記の方法により記録	現金主義により記録
平成5年～	35万円		35万円	10万円
10年～	45万円		45万円	10万円
12年～	55万円		45万円	10万円
17年～	65万円		10万円	
令和2年～	65万円	55万円	10万円	

出典：会計検査院「平成19年度決算検査報告」掲載表を一部抜粋。令和2年以降を追加。

が自主的に結成した納税者団体である。シャ
 ュップ勧告によって青色申告制度が導入された
 昭和25年から各地に結成され、会員から互選
 された役員を中心に会費を原資として自主的
 に運営されている。これまで会員に記帳を指
 導し、複式簿記やパソコン会計の普及に努め
 てきた。

青色申告会では、会員自らが帳簿をつけて
 決算・申告を行う自計主義の理念のもと、記
 帳に係る講習会（複式簿記、パソコン会計）、
 的確な記帳が行われているかを個別相談で
 チェックする記帳確認会などを定期的に開催
 している。これらが記帳に対する意識の醸成、
 記帳レベルの向上、記帳の遅延防止につな
 がっている。

平成5年分の申告所得税から適用された青
 色申告特別控除35万円の導入にあたっては
 「複式簿記普及推進5か年計画」を策定。複
 式簿記の研修テキストやビデオを制作し、各
 地でビデオを上映して複式簿記の講習会を開
 催した。

平成7年にワープロ専用機で稼働する会員
 専用の会計ソフト「ブルーリターン」を開発。
 平成12年までの5年間で1万5千人以上の会
 員に普及した。平成13年には後継として、パ
 ソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」を開
 発。所得税・消費税の申告書作成から
 e-Taxまで行うとともに、優良な電子帳簿の
 要件を満たし、電子帳簿保存に対応する会計
 ソフトとして、公益社団法人日本文書情報マ
 ネジメント協会からJIIMA認証を取得した。

令和5年12月現在、累計14万5千人以上の会
 員に普及している。

平成18年からは、国税局が外部に委託する
 記帳指導を各地で受託し、集合形式や個別指
 導形式により複式簿記やパソコン会計の講習
 会等を担当している。それらを受講した方
 の中から、引き続き会員として記帳の指導を受
 けている方もいる。

個人事業者が日々の記帳を行ううえで、わ
 からないことがあればすぐに聞くことができ
 る環境は重要である。青色申告会は個人事業
 者の身近なサポーターとして、会員企業の記
 帳水準の向上と適正な申告を支援している。

(3) 青色申告会員の申告状況

青色申告会員の多くが小規模事業者であ
 り、自身で記帳を行う。その約半数が、ブルー
 リターンAなど会計ソフトを使って記帳す
 る。手書き帳簿で記帳する方を合わせても6
 割以上が複式簿記で記帳している（図表8
 上）。個人事業者全体の状況（図表5）より
 も複式簿記での記帳の割合は高い。

申告書の提出は、書面による提出が約2割
 であり、多くがe-Taxによる電子申告である
 （図表8中）。その個人認証の方法には、本人
 が取得したマイナンバーカードの使用以外
 に、税理士会の協力により青色申告会の申告
 相談に派遣された税理士の税理士カードの使
 用もある。国税庁から事業所得者や不動産所
 得者に限定した利用率は公表されていないが、
 令和4年度のe-Taxの利用状況⁽⁵⁾によ

れば、給与所得者や年金所得者の還付申告などを含めた所得税申告全体でのオンライン利用率は65.7%であり、青色申告会員の利用率は高い。地域によってはe-Taxによる電子申告の割合が100%の会もある。

青色申告特別控除の適用は、複式簿記、会計ソフトやe-Taxによる電子申告の割合が高いことから、65万円控除や55万円控除の割合が高い。だが、不動産所得者の会員は事業的規模ではない小規模な方が多く、10万円控除の割合が高くなる（図表8下）。

された割合は、白色申告より青色申告、簡易帳簿より正規簿記が低い（図表9）。正規の簿記の原則、一般的には複式簿記での記帳は貸借平均の原則による記録・計算の検証機能があるため、意図的か否かにかかわらず、不適切な記帳が起こりにくく、記帳に誤りがあるときは発見しやすい。個人事業者の記帳水準を向上させるうえで、青色申告と複式簿記の普及を進め、その割合を高めることが最善である。

IV 記帳水準向上の課題

(1) 記帳不備と青色申告・複式簿記

国税庁の税務調査において記帳不備が指摘

(2) 記帳水準向上の課題

青色申告と複式簿記の普及を進めるうえでの課題として次の3つが考えられる。

① 記帳実態と属性の把握

所得税及び復興特別所得税の令和3年分確定申告から、記帳と帳簿の保存状況について

図表8 青色申告会員の申告状況

記帳方法	会計ソフト	手書き複式簿記	手書き簡易帳簿など	合計
会員全体	49.7%	10.4%	39.9%	100.0%
申告方法	e-Tax	書面提出	その他（不明含む）	合計
会員全体	73.4%	22.6%	4.0%	100.0%
青色申告特別控除の控除額	65万円	55万円	10万円	合計
会員全体	48.8%	6.6%	44.6%	100.0%
事業所得者	51.0%	7.1%	42.0%	100.0%
不動産所得者	29.4%	3.9%	65.5%	100.0%

出典：一般社団法人 全国青色申告会総連合「令和4年分確定申告期における指導相談ならびに会勢拡大に関するアンケート」令和5年4月。
 (注) 各地の青色申告会ごとに割合の回答を得て、有効回答を単純平均した。

図表9 税務調査（平成28年7月～令和元年6月）において記帳不備と確認された個人事業者の割合

記帳形式		28年7月～29年6月 調査分	29年7月～30年6月 調査分	30年7月～元年6月 調査分
青色申告	正規簿記	6.2%	6.3%	6.2%
	簡易簿記	22.0%	22.4%	22.5%
白色申告		73.0%	73.8%	74.2%

出典：政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合」令和3年6月15日資料。

出所：国税庁調

(参考)「記帳不備」 実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、(B) 記帳が全くされていない場合、又は(C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(5) 国税庁「令和4年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」令和5年10月20日。

申告書第一表の収入金額等の区分欄にコード番号を記入することになった。その集計結果は国税庁から公にされていないが、今後の開示が待たれる。記帳方法、また青色申告会や商工会議所、商工会、税理士会など記帳指導機関に所属する方や記帳を外部に委託する方、自身のみで記帳に取り組む方など、個人事業者の記帳実態と属性をとらえ、それぞれに合わせた対策を検討することが重要である。

確定申告期間に税務署等の確定申告会場に多くの納税者が訪れる。青色申告会は、署が会場に開設する青色申告コーナー⁽⁶⁾に従事し、白色申告者に青色申告制度や記帳の説明、青色申告申請の補助を担当する場合がある。記帳実態が不明な状態での対応は困難を極めるので、白色申告者が確定申告会場を訪れる際には、帳簿を持参してもらうルールをぜひ確立して欲しい。

②インセンティブ（動機）の創造

平成26年1月から所得税の申告の必要がない方も含めて、「白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度」が実施された。また、取引を記録した帳簿書類の保存がない場合に業務に係る雑所得として取り扱う通達⁽⁷⁾や過少申告加算税等の加重措置⁽⁸⁾など、記帳水準の向上を目的に記帳に係る改正が続いている。個人事業者の記帳に対する意識を引き上げるうえで、税務申告におけるコンプライアンス（自

発的な納税協力）の醸成と記帳水準向上に対するインセンティブ（動機）の創造は重要である。

事業的規模に至らない不動産所得者が複式簿記で記帳したとしても青色申告特別控除は、いまだに10万円しか認められていない。また、令和元年分の確定申告において、青色申告者で簡易簿記で記帳する方の3分の1は、開業から10年以上が経過するという⁽⁹⁾。簡易簿記に慣れている方が複式簿記を新しく習得する意欲は低い。とくに高齢者には困難である。

③デジタルデバインド（情報格差）の解消

簡易簿記での記帳の割合が高い高齢者は、パソコンやスマートフォンなどの電子機器の利用が低調で、会計ソフトの普及が進まない。青色申告会で会計ソフトの講習会を行うときも、パソコンの操作説明から始まる時がある。また、小規模な個人事業者はパソコンの取得等のコストの負担が容易ではない。高齢者に対しては、事業用機器やシステム導入を促進するため、簡便な方法で申請できる助成制度、仕組みや操作を習得する講習制度などの実現が必要である。

V おわりに

小規模な個人事業者は、業務のDX（デジ

(6) 青色申告コーナーは、国税局によって青色申告相談コーナー、青色申告手続きコーナー、青色・記帳説明コーナーなど名称が異なる。

(7) 令和4年10月7日の法令解釈通達で、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ事業所得と認められる事実がある場合を除く）は、業務に係る雑所得に該当することになった。

(8) 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する所得税、消費税などについて、帳簿の保存義務がある事業者に対して、税務調査で売上に係る帳簿の提出が求められ、記帳不備または不記帳・不保存に該当することがわかった場合は、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に5%または10%が加重されることになった。

(9) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合」令和3年8月10日資料。

タルトランスフォーメーション)が遅れている。そのなかで、キャッシュレス取引や銀行取引などのデータから自動仕訳を行う会計システムが利用され始めている。適格請求書等保存制度が始まり、電子取引のデータ保存が義務化されたことで、業務のDXがさらに進むと考えられる。それらと連携するAI(人

工知能)を活用した会計システムが低廉な利用料で提供されるようになれば、個人事業者の記帳水準は飛躍的に向上するのではないか。DXによる生産性向上の恩恵を個人事業者も享受することができる政策が求められる。

2 会計教育の現状と今後のあり方

沼 惠一 ● 税理士

I はじめに

税制調査会より令和5年6月に公表された「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（以下、「わが国税制の現状と課題」と表記）において、「クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています」と述べられている。

しかし、これはそのシステムを利用する小規模事業者の実態をあまりにも理解できていない方々の見解ではないか。どれほど立派な自動調理器を作ったところで、料理は完成しない。その器に入れる材料が間違っていれば、食べられるような料理はできあがらない。

「個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行うものは約3割にとどまっているのが現状である」これが現実である。さらに、自分で記帳できている事業者がどれほどいるのだろうか。会計事務所や関連団体の助けがなければ記帳などできない事業者がどれほど存在しているか。

現在会計教育がどのように行われ、どのような問題を抱えているのか。また、今後どの

ように進められるべきかと、その課題について検討する。

II 個人事業者の記帳水準向上における税理士の役割

(1) 申告業務における記帳指導

顧問先事業者もひとくくりにできるわけではなく、いくつかのレベルに区分できる。

① 全く記帳できない

全く記帳などはできず、領収書を1年分もしくはは一定期間ごとに会計事務所に持ち込む。この水準の顧問先はかなりの割合で存在するのではないだろうか。会計事務所では領収書を整理し、パソコンへの入力を行い、帳面の体裁を作り申告を行う。会計事務所に持ち込む領収書も、事業に要する経費なのかの判断もついていない。このレベルの事業者を教育するのは至難の業といえる。

② 経費にあたるか否かの判断が付き、記帳の基礎資料を作成できる

このレベルにはかなりの格差がある。

- 現金の出し入れについては資料の作成ができるが、預金取引については会計事務所任せ。
- 現金取引だけではなく預金取引についても、基礎資料の作成ができる。

③ 売上・仕入の掛け取引まですべて自らパン

コンへ入力でき、会計事務所はそのチェックを行うだけ

実際、正規の簿記の原則に従って記帳を行っている3割は、①②のレベルの事業者を、会計事務所が押し上げているのが実態と考える。では会計事務所は、記帳代行を行うだけで、記帳指導を行っていないのだろうか。多くの会計事務所でも、自分たちが楽になるために、記帳指導の努力はかなり行われている。低い報酬しか払えない顧問先に対し、多くの時間を費やすような状況は決して望ましくはない。しかし現実問題として、状況の改善にはつながっていない。特に高齢者の顧問先について、指導をあきらめているのが実態である。

私自身、専門学校の本科生、終業後の社会人向けの専門学校や、大学などで簿記の教育に携わってきたが、簿記には向くか向かないかの差が大きく出てくる。本人から積極的に簿記を学ぼうとする人間でもどうしても向かないという人がいる。ましてや無理やりやらなければならないようになった人にとって、簿記を学ぶのは苦痛にすぎない。このようなことをしたくないからこの職業に就いたという人もいる。このような人々にとって、安価なクラウド会計ソフト等が用意されたとしても、限界があることを認識すべきである。

しかし、このような個人事業者ばかりではない。比較的若い年齢層や知識層については、安価なクラウド会計ソフトは、経費削減への大きな武器となる。自分で会計ソフトに入力し、その結果を税理士に渡して所得税の申告書を作成してもらい、申告を行ってもらう。このようにすれば税理士の手間と時間もかけない申告業務が可能となる。依頼主は少ない費用で、税理士は少ない手間と時間でより多くの依頼者を処理することができる。このような申告形態は、比較的若い世代の税理士の中に浸透してきている。業務スタイルのひとつとして、今後このような形態も伸びていく

ように思われる。やはりここで必要となるのは、最低限の会計知識と、必要経費の内容の理解である。体力を要する事業者が、体力維持を理由にしてスポーツクラブの入会金や月会費を必要経費に入れるなどの例が多く見られる。スポーツ選手などの例外を除いて、このような理屈は通らない。このような事例は、他にも多く見られる。

(2) 会務としての教育

事業者としての税理士の立場だけではなく、税理士会会務の中でも、会計教育は行われている。

①小学生から大学生までの幅広い租税教育

近年税理士会の会務の中でも、租税教育の比重が高まってきている。「わが国税制の現状と課題」においても租税教育の重要性について触れられている。低年齢のうちから、税制に触れることにより税に対する理解とその前提となる記帳の重要性について知ることができる。このような機会は重要である。会計に対しても興味を持つ機会になってくれればと期待する。

②個人事業者に対する記帳指導

個人事業者に対する記帳指導は、困難を伴う。そもそもそれほど大きな需要が望めるであろうか。過去様々な機会を提供してきた経緯は見られるが、成功したとは思えない。無料相談会を通じて、記帳の重要性を説明していくのが現実的かと思われる。

Ⅲ 個人事業者の記帳水準向上における青色申告会の役割

個人事業者の記帳指導に関して青色申告会も大きな役割を担っている。「青色申告会」は、個人事業者を中心として組織されている納税者団体である。「税は公平でなければならない」というシャープ勧告をもとに、納税者が

自主的に集い、結成された。「青色申告会」は正しい申告・納税を勧め、公平な納税制度の創設、社会保障制度の改善を要望してきた。会員からの会費により運営され、各役員は会員から選ばれ、ボランティアとして「青色申告会」の運営に携わっている。

1年間無料で使える「やよいの青色申告オンライン」を推奨し、銀行の明細やクレジットカード、レシートからの自動仕訳機能がついていることから、簿記の知識がなくても、経理業務や記帳業務が効率的に行えるとしている。しかし実際には、やはり30パーセント台しか達成できていないが、30代、40代の世代では利用率が向上している。将来的には、希望が持っていると述べている。

ここでも問題になってくるのは、50代以上の世代、業種、その生活背景などからすべての事業者が対応できるようになるとは考えにくい。年2回の教育コースがあるが、このコースだけでは消費税等の複雑化により十分な教育ができないと述べている。

青色申告会においても、いまだ簡易帳簿による記帳が中心であり、完全な複式簿記による申告は難しいと感じている。

IV 会計の教育機関としての 専門学校役割

(1) 本科

本科は、会計の専門家たる従事者を育てる場所で、将来の事業者が会計を学ぶ場とはなっていない。

(2) 社会人講座

社会人講座は、公認会計士や税理士等の専門家を目指す受講生と、会計担当者としてスキルアップを目指す受講生、さらに将来起業家を目指す中で会計知識の必要性を自覚した受講生など様々な目的を持った受講生が集

まってきたりしている。受講できる時間帯も曜日等も考慮され多様な対応が行われている。しかし費用やアクセスの問題から個人事業者の参加は多くはない。

V 大学の役割

大学での会計教育の目的は、個人事業者を対象としたものではない。大企業を対象とした研究がなされているので、個人事業者への教育は期待できない。一部の大学では社会人向けに公開講座などを通じて、広く教育の役割を果たしている。しかしその内容も個人事業者を対象としたものではない。

VI 会計教育の現状の問題

会計教育の現状は厳しい。まず個人事業者に対する教育をだれが担うのかの問題である。税理士や青色申告会にしても、関心のない人たちにどのようにして呼びかけるのか。教育を受ける時間に費やす費用や時間も大きな障壁となる。個人事業者の最多年収層からして、費用負担や時間に余裕があるとは思えない。費用の負担を我々税理士や青色申告会や組合等に強いるのであれば、組織の維持すら難しくなってしまう。税理士会の租税教育の経費の負担も多くなっている。税理士会が個人事業者向けにこれ以上の費用の負担が可能だろうか。

次いで、個人事業者からの会計教育に対する要望がどれほどのものなのだろうか。そもそも会計教育の必要性を感じているのだろうか。資金的に余裕のある個人事業者であれば、税理士事務所がやってくれるだろう。資金的に余裕のない事業者は、そもそも青色申告などに興味すらなく、適当に申告をしておけば

いいと考えているかもしれない。クラウド会計ソフト自体に興味を持っていない、もしくは存在すら知らない事業者もいるだろう。このような事業者に対し、どのようにアナウンスしたらいいのか。また事業者に対しての動機づけの問題である。ただ簡単に「正しい申告」ができます、事業成績の正しい把握ができますだけで、はたして会計教育を受け、複式簿記による記帳を行う動機となるのだろうか。

個人事業者向けの今後の会計教育のあり方について、問題をもう一度整理する。

- (1) 教育費用の負担について、だれが担うのか。
- (2) 教育に充てる時間をどのようにして創出するのか。
- (3) 教育を受ける動機をどのようにして喚起するのか。
- (4) 動機を喚起するにしても、どのような手段が取れるのか。
- (5) 動機を喚起する費用はだれが負担するのか。

これらの課題を解決するのは、かなり厳しい。例えば、青色申告の控除の差額が、これらの動機を促すのに十分なものか疑問に思われる。教育費の負担に対して教育の結果の効用がそれを上回るものでなければならない、もしくは上回ると感じられなければならない。時間においても、仕事によって得られる報酬や休暇時間を充てても惜しくないと思われる、もしくは充てたいと思わせる効用がなければならない。

どの教育現場においても必要なのは、動機の喚起である。個人事業者に会計知識が必要だと思わせるものがなければ何も起こらない。この動機を喚起する要因を個人事業者に提供することが、最も重要な要件となる。何がその要因となるか、多面的な考察が必要となる。そして会計に対する知識の要求を呼び

起こさなければならない。

知識の要求を呼び起こしたのちに、初めて教育の場の提供の段階となる。

では知識の要求をどのようにして喚起するのか。また知識の要求を喚起する方法は、どのようにすればいいのか。さらに喚起するのに要する費用をだれが負担するのか。このように大きな課題が残る。

VII 会計教育の今後のあり方

比較的安価で簡単な会計ソフトの普及が複式簿記による申告の普及に貢献すると考えるのは、大きな誤りだと考える。どんなに立派な自動調理器が完成したとしても、間違った材料を入れるのであれば料理は完成しない。その材料が目的に応じてかなったものなのかを判断する基準を教育しなければならない。会計教育をもって正しい会計知識を身につけなければ、会計ソフトによってできあがったものも、形だけ正しくても内容の伴わない結果になってしまう。

まず会計教育だけにかかわらず教育において最も必要なことは、教育を受けようと思う動機づけである。「正しい申告ができる」というのは、これまでも繰り返し述べられてきた。その効果については、十分なものだろうか。

経営には会計の知識が不可欠である。しかしこの言葉も、個人事業者に十分に浸透しているとは思えない。会計教育を受ける動機を喚起するためには、より具体的な効果を提示しなければならない。「複式簿記による正しい申告」がどのような効果をもたらすのか。10万円の青色申告控除の効果は、「わが国税制の現状と課題」の中でも疑問が述べられている。正しく税を納めることにより、正しい納税以外にもどのような効果があるのかを提

示できなければならない。このことは、最近の国会での問題等により「正しい納税」という言葉が説得性を持たれなくなった昨今、より重要になってくる。例えば、住宅を購入する場合、事業のために融資が必要な場合、交通事故などに際して補償を受ける基準など自分のよりよい生活や自分を守るため、「正しい申告」が必要であることをアナウンスしていかなければならない。具体的な効果が伝わらなければ、教育を受けてみようという動機も生じてこない。

ではこのような具体的な効果をどのように伝えていくかという問題が残る。これは、まず租税教育の中で子供のころから、「正しい申告」が必要であるというより具体的なイメージを伝えることが重要となる。社会人に対しては、確定申告を呼びかけるポスターにおいても抽象的なイメージ広告ではなく、納税者にとって必要となる具体的な効果を訴えることが必要である。また税理士の無料相談会、青色申告会や個人の申告をサポートしている組合などにおいても、納税者にとっての具体的な効果を伝える良い機会となる。

次に会計教育を望む個人事業者に対してどのようにしてその機会とその場所を提供できるだろうか。青色申告会を例にとっても、年数回の研修会では不十分なものとならざるを得ないと考えている。さらに増やすとなると、現在の会費の中で賄うには負担が重い。税理士会の租税教育においても、費用の負担は多くのしかかっている。これをさらに社会人向けに十分な会計教育を行うのは、費用においても人材の確保の面からも相当な無理が生じる。この教育を受ける機会と時間そして費用の負担については、個人事業者自体に負担を求めなければならない。これは、先に示したそれに足る動機を提示しなければならないことを表す。

教育の内容について検討する。教育の内容

は、実務に反映できるものでなければならない。そのためには、実務に携わった方々、例えば実際に融資を行っていた金融機関、それも個人事業者などを多く扱ってきた中小の金融機関を定年退職した方々等に協力をお願いするのが望ましいと考える。そうすれば小規模事業者が直面している現実的な問題にどのように対処できるのかに対応できるのはいいか。どのような場所で行うかについては、市町村などの公共の場を利用するのが現実的と思われる。ただ申告や納税を納税者にお願いするのではなく、適切な処理による申告と納税をしようと思ってもらえるような現実的な教育を提供することも自治体の役割ではないだろうか。

VIII 結び

個人事業者の複式簿記による正しい申告の必要性についての理解は、今で十分なものとはいえない。安価で便利なクラウド会計ソフト等の利用により、複式簿記による正しい申告が今後期待されるといわれているが、簡単ではない。

個人事業者の3割が複式簿記を用いた申告を行っているといわれるが、その3割のほとんどが税理士や青色申告会などの助けを借りて申告しており、個人事業者自身が複式簿記を理解して申告を行っている例はほとんどないと考える。安価で簡単なクラウド会計のシステムが提供されたからといって、安易に考えるべきではない。

今後必要とされるのは動機づけであり、複式簿記の原則に従った記録や記帳が個人事業者にもたらす効用をより具体的に示しアナウンスしていく必要がある。さらに、教育の場の提供や講師に対する費用の負担も、自治体に協力をお願いしたい。

正規の簿記の原則に基づく記帳が行われている事業者への恩典の是非

末吉幹久 ● 税理士

I はじめに

令和6年度与党税制改正大綱では、「近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳をさらに普及・一般化させる方向で、納税者側での事務負担、対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。」⁽¹⁾とし、正規の簿記による記帳水準の向上について「今後の個人所得課税のあり方」の柱としている。

記帳水準を向上させることは、事業者自らが適正な所得等を計算する上で重要であり、税務調査時の当該職員に対する説明資料としても重要である。記帳水準が高い個人事業者とそうでない個人事業者の間では、算出された所得の確かさ、後日検証性において差があるというのが税理士としての実感でもある。

個人事業者の記帳水準を向上させる方策に

は、インセンティブを与える方法と、制裁による方法という2つの方向性が考えられるが、現状では、青色申告が承認された個人事業者には各種の「特典」が準備され、加えて正規の簿記による記帳が行われている場合には更に「恩典」を設定するという方法が採用されている。

このように、わが国の個人事業者の記帳水準の向上策は、専らインセンティブ政策により進められてきた。それは個人事業者にとって正規の簿記による記帳は相当の事務コストを要することが理由と思われるが、今後はAIを利用した会計ソフトなど、ICT技術の進歩により、個人事業者の正規の簿記による帳簿作成に関する事務負担が相対的に軽くなってくる可能性がある。

誰もが簡単に正規の簿記による記帳が可能となれば、「恩典」の必要性は低下し、正規の簿記による記帳が標準的なものとなり、簡易簿記の事業者や、白色申告の事業者に対しては標準以下の申告水準と整理される可能性も考えられる。

正規の簿記による記帳が行われている事業者への恩典の効果、恩典に代わる記帳水準向

(1) 令和6年度与党税制改正大綱(自由民主党HP(https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf)[最終確認日:令和6年1月20日])14-15頁。

上の方策等について考えてみたい。

Ⅱ 現状の「恩典」

1 個人事業者の記帳制度と特例の関係

現状の個人事業者の記帳制度は、いわゆる白色申告が標準的な申告方法とされ、青色申告の申請をし承認された事業者についてのみ青色申告による申告が認められている。

青色申告にも、記帳水準に応じて、いくつかの種別があり、所得税法施行規則57条に規定する「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成」する方法が原則的な方法とされているが、同規則56条1項ではそのただし書きにおいて、「財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。」と規定し、いわゆ

る簡易簿記の方法も認められ、更に届出書を提出することで現金主義によることも容認されている（所得税法67条1項）。これらの方法は、青色申告の原則的な記帳方法である正規の簿記への移行段階として準備された制度であり、正規の簿記による場合の恩典とは別の特典が準備されている。

正規の簿記による場合の恩典と、それ以外の場合の青色申告の特典をまとめると次の【表1】のようになる。

正規の簿記の原則に従い貸借対照表及び損益計算書を作成することで、55万円の青色申告特別控除が可能となっている。なお、青色事業専従者給与、純損失の繰越控除や純損失の繰戻還付については正規の簿記以外の青色申告者においても適用可能となっており、正規の簿記の恩典ではない。

この他にも、正規の簿記による記帳を行っていることが要件とされる制度があり、【表2】の内容となる。

表1：個人事業者の記帳制度と特例の関係表⁽²⁾

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した者	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1)作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2)BS・PL	BS及びPL		PLのみ	収支明細書
III. 税制上の特典等 (1)青色申告特別控除	55万円 65万円（e-Tax、優良電子帳簿）	10万円		—
(2)事業専従者控除等	〈青色事業専従者給与〉 事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			事業専従者控除
(3)純損失の繰越控除	○			被災事業用資産のみ
(4)純損失の繰戻還付	○			—

表2：その他の特例

区分	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	白色申告
(5)個人版事業承継税制	○（要件の一つ）		—	
(6)優良電子帳簿による加算税減免	○（要件の一つ）		—	

(2) 令和4年10月19日第8回納税環境整備に関する専門家会合財務省説明資料（内閣府HP（<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4noukan8kai2.pdf>）[最終確認日：令和6年1月20日]7頁）を一部加工。

個人版事業承継税制は、平成31年度税制改正において導入された制度であり、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けた後継者が令和10年12月31日までの贈与又は相続により、特定事業用資産を取得した場合に、その事業の継続等、一定の要件のもと、取得した特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予されるというものであるが、先代の事業者が正規の簿記による青色申告を行っていることが要件の一部とされている。しかし、個人版事業承継税制には、先代事業者が正規の簿記による青色申告を行っていること以外にも、上記の認定を受けていること等の要件があり、正規の簿記による記帳を行っていることは複数ある要件の一つにすぎず、当該事業に法人並みの記帳水準により、先代の貸借対照表に特定事業用資産が計上されていることを求めるもので、青色申告特別控除の場合とは異なり、記帳水準の向上そのものを目的とする制度ではないと考えられる。

優良電子帳簿保存による加算税減免制度については、令和3年度税制改正において、記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い改正前の電子帳簿保存法の要件を満たす電子帳簿の普及を進めていく必要があり、そのため、その改正前の電子帳簿保存法の要件に相当する要件を満たした電子帳簿については、「優良な電子帳簿」と位置付けて、その電子帳簿に記録された事項に関して修正申告書の提出又は更正があった場合でも、その申告漏れについて課される過少申告加算税の額を5%軽減するインセンティブ措置が設

けられたものである⁽³⁾。このインセンティブ措置は、正規の簿記の原則による記帳を行っている青色個人事業者が優良な電子帳簿保存を行った場合の上乗せ措置であり、厳密には正規の簿記による記帳水準の向上を促す措置ではないと考えられる。

2 青色申告特別控除の上乗せ措置 (10万円→55万円)

青色申告は、正規の簿記による記帳（一般的には複式簿記）が原則とされるが、青色申告特別控除制度は平成4年度税制改正において、みなし法人課税制度の廃止に伴って、青色申告推進策として導入されたものである。

みなし法人課税制度とは、個人事業の経営の近代化、合理化の推進に資するため、①事業主報酬の支払いを認め給与所得の収入金額とし、②税率について法人税率に相当する税率により所得税を課税し、③みなし法人所得の70%相当額について事業主の配当所得として配当控除を適用するというものであったが、事業主報酬に給与所得控除を適用することの経費の二重控除性と、個人形態を選びながら法人形態のメリットを享受することについての批判があり、廃止されることとなった⁽⁴⁾。

一方で、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であり、青色申告制度に係る施策は、このような観点から今後とも重要」⁽⁵⁾とされ、青色申告特別控除制度が創設された。

青色申告の承認を受けている場合は、原則

(3) 『令和3年版改正税法のすべて』（大蔵財務協会、令和3年）971頁参照。

(4) 『平成4年版改正税法のすべて』（大蔵財務協会、平成4年）45頁参照。

(5) 税制調査会「平成4年度の税制改正に関する答申（平成3年12月）」（公益社団法人日本租税研究協会HP（https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0312_h4zeiseikaisei.pdf）〔最終確認日：令和6年1月20日〕7頁。

として正規の簿記による記帳を行うことが求められるが、簡易簿記の方法や、現金主義によることも広く認められており、「青色申告の普及率も営庶業所得者について約5割とこれも相当期間にわたって変化が見られないところであります。」⁽⁶⁾という状況のなか、「引き続き青色申告の普及・奨励をしつつ、適正な記帳慣行を確立し、記帳水準を一層向上させることにより青色申告の質的向上を図り、青色申告制度の健全な発展を図る観点から、これまでの青色申告控除制度を廃止し、以下のような『青色申告特別控除制度』を創設」⁽⁷⁾されたものである。

III 恩典の実効性

【表3】は、「令和4年10月19日第8回納税環境整備に関する専門家会合財務省説明資料」から転載したものであるが、平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規の簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている⁽⁸⁾。平成4年から10%程度上昇しているものの、この傾向はその後長期間続くもので、いわゆる

「頭打ち」の状態である。

現在と同じような青色申告の特典や正規の簿記の恩典による方法では、青色申告者数は伸びないことが予想され、正規の簿記による記帳も同様の半数程度の結果になることが推測される。

これを解決するための恩典（青色申告特別控除）の上積みは、それ自体、課税の公平を損ねる結果を生じさせ、一定の限度があるとも考えられる。

既存の恩典の上積み以外の新たな恩典について考えても、正規の簿記による記帳を行っている青色申告者に対するインセンティブとしては、平成4年度税制改正で廃止された「みなし法人課税制度」における内容は採用し得ないであろうし、法人形態を採用した場合と同じような効果を持つ「事業専従者への退職金の必要経費算入」や、「所得税法56条や57条の適用対象の見直し」等は、記帳水準向上策のインセンティブとしてではなく、所得税制として妥当な制度であるかという観点から検討されるべき事項であると考えられる。

また別の方法としては、現状55万円の青色申告特別控除を課税の公平を損ねない程度に増額するという方法が考えられるが、これも、

表3：個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規の簿記	簡易簿記（現金主義含む） ^(注)		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者（事業所得以外が主たる所得の者も含む）の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(6) 前掲注(4)43頁。

(7) 前掲注(4)43頁。

(8) 前掲注(2)10頁参照。

平成4年当時と比較して会計ソフトの一般化が行われた環境では、正規の簿記による記帳はより容易なものとなっていることもあり、これ以上の控除の設定は、インセンティブとしてはやや過大ではないかと考えられる。

このように、恩典を可能な範囲で多少上積みする方法により正規の簿記の採用者を増やすことは難しいのではないかと考える。

Ⅳ 制裁による記帳水準向上策

特典・恩典による記帳水準向上が難しい場合、制裁による方法が検討されることとなるが、ここで制裁とは、正規の簿記による記帳が「標準」となり、簡易簿記や白色申告が「非標準」として、何らかの不利な取扱いがなされることを指すこととし、例として、加算税の加重措置について考える。

平成24年度税制改正の国外財産調書制度と平成27年度税制改正の財産債務調書制度では、これらに記載の部分は過少（無）申告加算税を5%軽減し、不提出・記載不備に係る部分については過少（無）申告加算税を5%加重する措置が講じられた。また平成28年度税制改正では、短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽に基づく申告が行われた場合の無申告加算税又は重加算税の10%加重措置が創設された。令和3年度税制改正では、優良な電子帳簿の場合の過少申告加算税の5%軽減措置や、電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項等に関する仮装・隠蔽があった場合の重加算税の10%加重措置が創設されているが、これらの制度は記帳水準向上の方策とはいえないであろう。

令和4年度税制改正では、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置として、納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項等に関しその修正申告等があった時前に、税務署等の当該職員からその帳簿の提示又は提出を求められ、当該職員にその帳簿の提示・提出を行わなかった等、一定の場合に該当する場合には、過少申告加算税等に10%（又は5%）加算することとされた。この制度も基本的には、簿外の経費等にかかる真实性と必要経費性の問題に対応するものであると考えられ、制裁強化による記帳水準の向上策という評価はできないであろう。

このように、これまで記帳水準向上を直接の目的とした加算税調整規定は設けられていないが、今後その可能性はあるのだろうか。

制裁による記帳水準向上策が検討される場合には、その前提として、正規の簿記による記帳が「標準」と考えることができる程度の、正規の簿記の一般化が必要となる。この点、令和6年度与党税制改正大綱の「第三 検討事項 7」では「税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。」⁽⁹⁾とされている。

この正規の簿記の一般化の流れは、数年前に遡ることができる。「令和4年10月19日第8回納税環境整備に関する専門家会合財務省説明資料」には、「納税者が保有する税務関連情報のデジタル化」という項目の具体策の一つとして「複式簿記の普及・一般化」が挙げられている⁽¹⁰⁾。また、同資料の「現在の

(9) 前掲注(1)120頁。

(10) 前掲注(2)5頁参照。

記帳を巡る環境変化」では、「クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。」と記載され⁽¹¹⁾、正規の簿記の一般化、標準化の可能性が身近なものとして記載されている。

しかし、会計ルールに疎い事業者が、進化した会計ソフトを利用したからといって、適正な所得計算のために不安のない利益金額を計算できるかは疑問のあるところである。

そもそも、正規の簿記による記帳が「標準」とされた場合でも、もともと恩典を享受していない白色申告者（40%）は反応がないであろうし、簡易簿記の青色申告者（30%）について正規の簿記に切り替える動機付けになりうるほどの制裁を準備できるのかというと、心許ない。

V 記帳水準の向上策のこれから

上記Ⅲで述べたとおり、簡易簿記・現金主義から正規の簿記への移行の動機付けとして十分な恩典の設定は難しいであろう。

また、制裁による記帳水準の向上策についても、上記Ⅳに記載した理由のほか、個人事業者が申告方式を選択するにあたり、将来、修正申告等が生じることを想定し、その場合の加算税の軽重を予め斟酌して申告方式を選択することは考えにくく、難しいのではないかと考える。

とはいえ、現状の青色申告特別控除制度は、新規開業と廃業の新陳代謝がある中、青色申告割合6割、そのうち半数が正規の簿記による記帳実施者という割合を維持しており、一定の記帳水準向上（維持）の効果は期待でき

るが、この頭打ち状況を変化させ、これまで以上に、正規の簿記による記帳を実施する個人事業者を増やすためには、恩典や制裁による方法だけでは難しく、新たな枠組みが必要になるのではないだろうか。

その方法として、まず考えられるのが、簿記教育の強化・一般化である。税会不一致の点はあるにせよ、クラウド型会計ソフトを使いこなすことは適正申告のための最も合理的な方法であり、それには簿記の知識があった方がよいことは間違いないであろう。そのためには、学校教育段階で簿記に触れる機会を増やすことや、行政機関や税理士会等による記帳指導が充実されることが考えられる。

しかし、このような教育等による記帳水準の向上も限界があるだろう。なぜなら、このような記帳指導等はこれまでも長年実施されてきた取組みであり、更にいえば、これらの方法は個人事業者に負荷をかける方向性であり、自ら進んで正規の簿記に取り組むようなものではないからである。

ここからは私見になるが、より抜本的に記帳水準を向上させるためには、思い切った方策が必要であり、正規の簿記の社会インフラ化ともいえるような基盤整備が必要なのではないだろうか。

具体的には、国や税理士会が協力して、正規の簿記による会計帳簿作成のための最低限の機能だけを備えた会計ソフトを開発して、個人事業者、税理士及び行政機関が乗り合い可能なプラットフォームとして無償で使用可能とし、それ以上の利便性は民間の会計ソフト企業がAIの活用等により有償で提供する機能に委ねることとすれば、記帳水準は向上し、かつ民業圧迫を避けることができるのではないだろうか。

(11) 前掲注（2）8頁参照。

もともと記帳水準向上策とは、申告納税制度の維持発展のためのお膳立て、基盤整備であり、正規の簿記の原則の恩典政策も創設当時はこの手段しかなかったものと思われる。しかし、記帳水準向上の方策をデジタル時代における方法として再考すれば、デジタルを前提とした社会インフラ整備ということになり、簿記の知識が乏しくても正規の簿記にアクセスできる環境を整えることが申告納税制度を維持発展させる効果を持つのである。以上のような「正規の簿記の社会インフラ化」に税理士が積極的に関与することは、税理士法1条に定める税理士の使命に適った取組みといえるだろう。

そして、正規の簿記の一般化、社会インフラ化が進んだその先に「青も白もない」社会が実現されることが理想であろう。現状の青色申告の特典制度は、青色申告特別控除以外

は特典ではなく、むしろ白色申告を特例適用対象から外す「冷遇」ともいえる状況にあると考えられる。青色申告の特典のほとんどが白色申告においても適用可能性が検討されるべき項目と思われるからである。「青も白もない」社会の実現こそが、シェアリング・エコノミー、フリーランス、ギグワーカー等の新しい経済活動・働き方の展開に即応した税制のあり方として要請されるところである。

一定の効果が期待できる現状の正規の簿記の恩典と、青色申告の特典を維持しつつ、更なる記帳水準の向上のため、デジタルを活用した正規の簿記の社会インフラ化により、白色申告の冷遇をなくし、限界を感じるインセンティブによる記帳水準向上策が不要となる方向を指向することこそ、本来の納税環境整備であると考えられる。

個人所得税における青色申告制度改廃論 —ナッジと青色申告のデフォルト化・ 記帳推進策・デジタル化—

泉 絢也 ● 東洋大学法学部准教授

I はじめに

申告納税制度においては、納税者が自らの責任において申告と納税をしなければならない。担税力に応じた課税という観点から、所得税においては実額による所得金額の計算と申告が原則であるため、納税者による申告は客観的資料に裏付けられている必要があるし、そのためには申告の基礎となる帳簿や関係資料の作成・保存が必要となる。

このことを担保するために、現行所得税法は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う納税者で、適式の帳簿書類を備え付けてこれに取引を忠実に記載して保存し、かつ、青色申告の承認を受けたものに対して、推計課税の禁止、処分理由の付記、事業専従者給与の必要経費算入、純損失の繰越控除・繰戻還付、特別償却・特別控除、青色申告特別控除など、手続法又は実体法上の

種々の特典を用意している（所法70①、140①、143、144、156、措法10の3、25の2等）。

上記のような申告納税制度や担税力に応じた課税という観点からは、すべての個人事業者において青色申告者に要請されている方式や水準を満たすような帳簿書類の備付け、帳簿への取引の記録、帳簿書類の保存（以下「適式の帳簿書類の備付け等」という）を行うことを原則とすべきである⁽¹⁾。そうすると、青色申告者への特典の付与や、いわゆる白色申告をデフォルト（初期設定）とするような納税者の選択に基づく青色申告の承認制を内容とする現行の青色申告制度を維持することには疑問が惹起される。加えて、法人の青色申告の普及率が90%を超えている一方で、個人の青色申告の普及率が長年伸び悩んできたことを踏まえて⁽²⁾、以下では、個人所得税における青色申告制度のあり方について考察し、青色申告のデフォルト化・白色申告の例外化と記帳推進策の提案を行う。

(1) この点について、新井隆一『負担の公平 記帳の責任』（成文堂、1984）14頁、29-30頁参照。

(2) 日野雅彦「青色申告制度の意義と今後の在り方」税大論叢60号（2009）328頁、瀧田信宏「帳簿書類の保存制度の在り方に関する一考察—法人税における帳簿書類保存制度を中心として—」税大論叢103号（2021）28頁参照。なお、国税庁が公開している令和4年度の統計情報によれば、事業所得者又は不動産所得者に係る青色申告の普及率は、それぞれ約65%又は約68%となっている。国税庁ホームページ、<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkoku2022/shinkoku.htm>（令和5年12月22日最終閲覧）参照。

II 青色申告制度改廃論

1 青色答申と青色申告制度廃止論

平成24年3月21日付けの日本税理士会連合会税制審議会「青色申告制度のあり方について」（以下「青色答申」という）は、①青色申告制度の廃止論、②青色申告の特典の性格と問題点、③青色申告の承認と取消制度の問題点、④現行の記帳制度の問題点を取り上げている⁽³⁾。

上記①について、青色答申は、「記帳に基づいて算定した適正な所得を申告しなければならないという原則論」や青色申告と白色申告という二重の申告制度の問題にも言及しつつ⁽⁴⁾、次のとおり、青色申告制度の廃止の可能性を肯定している⁽⁵⁾。

「所得税における青色申告制度は、導入の経緯や当初の立法目的からみて、個人事業者に記帳慣行が定着するまでの過渡的なものと考えられていたことは明らかである。したがって、すべての事業者において一定レベルの記帳が行われているのであれば、青色申告制度を廃止することとしても問題はない。〔下線筆者〕」

上記④について、青色答申は、青色申告と白色申告の間で記帳水準に開差を設けているとともに⁽⁶⁾、青色申告であっても3種類の記帳方法（正規の簿記による記帳、簡易な簿

記による記帳、現金主義による記帳）を許容している現行制度に関して、記帳制度は一元論的であるべきという観点からは適当な制度といえるか疑問があることに触れつつ、将来的にはすべての事業者に同一レベルの記帳義務を課した上で青色申告制度を廃止し、申告方法を一元化することが望ましいという見解を示している⁽⁷⁾。

2 青色申告制度改廃論

上記のような青色申告制度廃止論について、現行法のように青色申告者という地位を設けて、そこに各種の法律効果（現行制度上でいう特典を含む）をぶら下げることは、立法技術上のほか、実際上も納税者及び課税庁双方にとって便利な面がある。よって、そのようなパッケージとしての制度を維持しつつ、各法律効果の性格上、画一的な対応になじまないものについて、そのパッケージから除外するというアプローチを検討することも考えられる。その際、「青色申告」という慣れ親しんだ呼称を維持することも考えられる一方、青色申告制度から一般的な帳簿書類の備付け等義務制度に移行するに当たり、「青色申告」という看板を別の新しいものにすげ替えることも考えられる。

いずれにしても、申告納税制度や担税力に応じた課税という観点からは、適式の帳簿書類の備付け等を納税者に義務付けるという意味における青色申告制度自体は廃止されるべきものではない。そうすると、廃止ないし改

(3) 青色答申2-4頁参照。

(4) 青色答申2頁参照。

(5) 青色答申4頁。ただし、青色答申は、事業者の記帳水準を向上させる手段として、当面は青色申告制度を存置することが適当であるという見解に至っていることについて、後記IV1参照。

(6) 現在は、白色申告にも一定の帳簿書類の備付け等義務が課されている（所法232①、所規102、昭和59年大蔵省告示第37号）。

(7) 青色答申3-4頁参照。

廃されるべきは、主として、①納税者の選択に基づく青色申告の承認制と②これを前提とした青色申告者のみを対象とする税法上の特典の付与制ではなからうか。

以上のような方向性の議論は、青色申告制度廃止論ではなく、青色申告制度改廃論と呼ぶべきかもしれない。

《青色申告制度》

適式の帳簿書類の備付け等義務	→	申告納税制度や担税力に応じた課税という観点から当然の義務であるため「維持」
青色申告の承認制・承認取消制	→	承認制・承認取消制を「廃止」
特典	→	特典の内容や性質に応じて適宜「改廃」

Ⅲ 青色申告のデフォルト化と税法上の特典の改廃

1 青色申告のデフォルト化

すべての個人事業者は一元的・一般的な適式の帳簿書類の備付け等の義務を負うこととし、当該義務を十分に果たすことができない者を過渡的なものとして位置付けるような制度を提案する。青色申告というネーミングを維持するのであれば、いわば青色申告のデフォルト化・白色申告の例外化である。

選択の自由を維持しつつ、経済的インセンティブを大きく変えることなしに、特定の方向に人々を誘導するアプローチであるナッジ⁽⁸⁾に関する議論も参考として、例えば、次のような設計により、零細事業者に配慮しつつも、一般の国民の負担の下に青色申告特別控除のような経済的インセンティブを青色申告者に与えるのではなく、より簡易な方法

で、納税者を青色申告（適式の帳簿書類の備付け等）へと誘導できるのではないか。

- ・青色申告をデフォルトにし、白色申告を選択する又は選択し続けるハードルを上げるようなオプトアウト型の仕組みを採用する。
- ・白色申告は税務署長による毎年の承認制とし、適式の帳簿書類の備付け等が不可能である特別の事情がない場合には承認されない。白色申告希望者は、毎回、その承認を受けるに当たって、税務署長による実態調査や、税務署又は協力団体が提供する記帳指導又は講習を受けなければならない（青色申告者もこれらを受講可）。
- ・白色申告を選択する者は、「白色申告を選択する理由」を書面で提出するとともに、「白色申告は、税法が求める所得金額を適正に計算するという考え方に反するおそれが強いものであること、必要経費の算入が認められない場合があること、純損失の繰越しが認められないことなどの不利益があることを理解した上で白色申告を選択する」旨が記載された用紙に署名しなければならない。

実効性等の観点から、上記の記帳指導又は講習に係る費用を本人に負担させることや白色申告者である間は継続して過料等の負担を課することを原則とすることも考えられる。

なお、青色申告をデフォルトにするに当たり、円滑な税務執行や納税者の予測可能性の

(8) See RICHARD H. THALER & CASS R. SUNSTEIN, NUDGE: THE FINAL EDITION 8 (2021) ; Cass R. Sunstein, *Do People Like Nudges?*, 68 ADMIN. L. REV. 177, 177 (2016) ; Cass R. Sunstein, *Misconceptions About Nudges*, 2 J. BEHAV. ECON. FOR POL'Y 61, 61 (2018). 税との関係では、Brian Galle, *Tax, Command... or Nudge?: Evaluating the New Regulation*, 92 TEX. L. REV. 837 (2014) ; Kathleen DeLaney Thomas, *Taxing Nudges*, 107 VA. L. REV. 571 (2021) 参照。

確保という利点を考慮して、記帳等に関して、納税者が税務署長に事前に相談や確認できる制度を整備してもよい。

2 税法上の特典の改廃

現在ある特典のうち、推計課税の禁止、純損失の繰越控除、事業専従者給与など、適式の帳簿書類の備付け等義務を果たしている納税者には一律に適用すべきであるようなものについては、原則として全納税者に適用する一方、義務を果たしていない納税者には適用しないという制度に改正することが考えられる⁽⁹⁾。ただし、前記Ⅱ 2のパッケージの議論も併せて検討する必要がある。

他方、青色申告こそが原則なのであるから、他の納税者との公平に反してまで青色申告の普及・奨励を行う青色申告特別控除のような特別措置を維持すべきではない。ただし、記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要であるし、コロナ禍での経験を踏まえて、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資の場面においても日々の適正な記帳が重要であることが指摘されている⁽¹⁰⁾。このような税以外のメリットを追求するために、事業経営の健全化を推進するという趣旨も含みもつ⁽¹¹⁾青色申告特別控除を維持するかなどの点について、さらに議論を詰める余地はある。

Ⅳ 記帳推進策（適式の帳簿書類の備付け等義務の履行担保措置）

1 記帳推進策の必要性

青色答申が述べるように「すべての事業者において一定レベルの記帳が行われている」ことを青色申告制度の廃止の唯一の条件とする場合には、これまで以上の記帳推進策を講じなければ、結局は、同制度を廃止し、すべての事業者に同一レベルの記帳を強制するような一般的な記帳義務制度に移行⁽¹²⁾という理想郷に辿り着くことはないであろう。青色答申も、結局、適正な申告を担保するための税制として、また、記帳水準を向上させるインセンティブとしての青色申告制度は依然として重要な役割を担っているとして、当面は、事業者の記帳水準を向上させる手段として、所得税における同制度を存置すべきであると結論付けている⁽¹³⁾。

青色申告制度が記帳水準を向上させるインセンティブとして重要な役割を担っているのだとすれば、例えば、青色申告の特典を廃止した場合、現状維持バイアスにより記帳義務を維持する者がいるとしても、長い目で見れば、納税者の記帳水準は低下する可能性がある。これでは、青色申告制度廃止論や改廃論を実行に移す具体的なスケジュールは見えてこない。

よって、青色申告制度廃止論や改廃論のシナリオを考える場合、適式の帳簿書類の備付

(9) 青色答申 2-5 頁参照。

(10) 自由民主党＝公明党税制調査会「令和 4 年度税制改正大綱」（2021）10 頁参照。

(11) 財務省ホームページ「平成 30 年度 税制改正の解説」（2018）141 頁、https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/index.html（令和 5 年 12 月 22 日最終閲覧）、石坂匡身「平成 4 年度国税改正の概要」租税研究 509 号（1992）11 頁参照。

(12) 青色答申 6 頁参照。

(13) 青色答申 4 頁参照。

け等義務の履行を担保するために何らかの措置を検討する必要があるため、この点について考察する。かかる措置については、現行の青色申告制度そのものを維持するシナリオを採用する場合には、青色申告者の増加のために有効なものであるともいえる。

なお、本来的には青色申告が原則であることから、更なる税法上の特典を付与することになるような措置等は基本的には考察の対象外とし、紙幅の都合上、特筆すべき点だけを述べ、新規開業者等に関する考察も省略する。

2 現在、青色申告者の場合

現在、青色申告を行っている者について、青色申告を選択した理由として推察されるものを図表1にまとめている（ただし、実際の理由については調査する必要があることは否めない。また、国税庁がそのような調査や普及割合の分析を行っていないのだとしたら、個人の青色申告の普及は、国税庁にとって重要度が低いことを意味しているのかもしれない）。

【図表1】青色申告者と青色申告選択の理由

青色申告者	実質的 青色申告者	青色申告選択の理由（複数の理由に該当する者あり） ①適正申告 ②青色申告の特典享受・白色申告の不利益回避 ③成り行き（税務職員や税理士からの勧め等）
	実質的 白色申告者	④税以外の理由（健全経営、商法規定順守、農業経営の収入保険、融資条件等） ⑤その他（青色申告者としてのステータス等）

青色申告者の中には、青色申告に係る帳簿書類の備付け等の要件を満たしている「実質的青色申告者」と（青色申告のみなし承認制度、低い実調率、税務署長の青色申告承認取

消処分が裁量処分であることなどを前提として）要件を満たしていない「実質的的白色申告者」が存在すると考える。

実質的青色申告者のうち、青色申告特別控除など「②青色申告の特典享受・白色申告の不利益回避」又は「③成り行き」という理由で青色申告を選択している者は、青色申告制度やその特典が廃止された場合には、記帳水準を維持しない可能性がある。もともと、「①適正申告」のために青色申告を選択していたが、青色申告の特典を長らく受けることによって、特典廃止により記帳水準を維持するモチベーションが著しく低下してしまう者もいるかもしれない（アンダーマイニング効果）。よって、申告納税制度や担税力に応じた課税という観点から、リテラシー教育、広報活動等を実施する必要がある。

なお、上記④に関わるが、記帳に対する税以外の特典を積極的に拡大するような政策を採用すべきであるか、という「逆の発想」の議論も検討の余地がある。

3 現在、白色申告者の場合

同様に、白色申告者における青色申告不選択の理由を図表2にまとめている⁽¹⁴⁾。

【図表2】白色申告者と青色申告不選択の理由

白色申告者	実質的 青色申告者	青色申告不選択の理由（複数の理由に該当する者あり） ①税負担や重加算税等の賦課を回避 ②調査非協力の態度の延長 ③記帳事務負担回避
	実質的 白色申告者	④記帳能力なし・資金的余裕なし ⑤時間的余裕なし ⑥制度不知・誤解・無関心・成り行き ⑦その他（所得税法145条3号該当など）

(14) 図表2の青色申告不選択の理由については、酒井克彦「青色申告制度廃止論」税理62巻15号（2019）90-94頁の記述を参考にした。

(1) ①②③を理由として青色申告不選択

意図的に適式の帳簿書類の備付け等をしないことにより、課税庁による所得の捕捉や重加算税の賦課を妨げ、税負担等を回避するという意味における「①税負担や重加算税等の賦課を回避」、そのような回避の意図の有無にかかわらず、課税庁の調査を受けたくない、調査に協力する気がないといった意味における「②調査非協力の態度の延長」、記帳能力や時間的余裕はあるが単にその事務負担を嫌い、回避するという意味における「③記帳事務負担回避」といった理由に基づいて、あえて青色申告を選択しない、適式の帳簿書類の備付け等をしない者に対しては、執行面の現実性を考慮しつつ、懈怠税とでも呼べるような経済的負担、加算税⁽¹⁵⁾、過料、刑罰等を用意して間接的に強制することが考えられる⁽¹⁶⁾。

この点に関して、白色申告に制裁的措置が施されていない理由として、記帳奨励のための特典を設けていることとのバランスの問題、重加算税等の既存の制度の存在、立証責任等の観点からの事実上の不利益の存在が挙げられるが⁽¹⁷⁾、特典は改廃が必要であるし、重加算税等や事実上の不利益の存在が十分なものであれば、青色申告の普及割合はもっと増加しているはずであることを指摘できる。

罰則等以外では、帳簿や証憑などの具体的証拠がない限り、原則として、必要経費の控除を認めないことの法定化も考えられる⁽¹⁸⁾。これは、令和4年度税制改正において導入された、確定申告をしていない又は隠ぺい偽装行為に基づいて申告を行っている場合に、帳簿書類や取引先への税務調査で取引等の確認ができない簿外経費を必要経費に算入しない措置よりも厳しいものとなる（所法45③）。

もっとも、必要経費の控除が認められないことは、納税者に対して、実際の所得金額を超える過度な税負担を強いる可能性もあるから、対象範囲（例えば、原価は必要経費不算入の対象外とするなど）、個別の事情に配慮しうる宥恕規定の採用などを議論する必要がある。

この点について、青色申告制度は帳簿に基づく適正な申告を推進するための餌として設けられたものであるが、餌から、餌でも鞭（記帳がない場合のペナルティ）でもない制度への衣替えを提案する見解がある。申告納税制度の理念に沿って、納税者を主体的な立場として捉えることが重要であり、帳簿がなければ必要経費算入を認めないようにすべきであって、青色申告制度は廃止して、納税者が自らの責任の下に、自らの確定申告の内容につき証明するという制度を構築する時期に来

(15) 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置（通法65④、66⑤）が令和4年度税制改正で導入されている。ただし、記帳義務の履行の程度と既存の加算税を連動させる制度では、税額が算出されない者等に対する実効性が問題になる。他方、懈怠税とでも呼べるような経済的負担を、義務を履行するまで負わせるような制度は実効性が大きいであろう。

(16) この辺りの議論について、谷口勢津夫「納税申告の手続」日税研論集25号（1994）105頁、加藤恒二「申告納税制度の下における制裁等—納税者のコンプライアンス向上の観点から—」税大論叢44号（2004）249-250頁。また、適式の帳簿書類の備付け等義務の履行担保措置としての推計課税規定の整備や更正の期間制限の延長なども含めて、泉純也「納税環境整備に関する一考察—帳簿書類の作成・保存等義務とその担保措置を巡る議論を中心として—」税務事例43巻4号（2011）32頁以下参照。

(17) 酒井・前掲注（14）94頁参照。昭和58年11月16日付け政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」36-37頁も参照。

(18) 岡村忠生『所得税法講義』（成文堂、2007）257頁参照。

ているというのである⁽¹⁹⁾。筆者も、上記アンダーマイニング効果の懸念も考慮して、そろそろ船を与えるような政策と決別すべきであると考えます。

他方で、上記見解は、零細事業者向けに概算経費控除制度の導入も併せて検討されるべきであるとしている⁽²⁰⁾。現実問題として、事業者が使用できる資金、時間、人的リソースには限りがあるから、どうしても適式の帳簿書類の備付け等を十分に行うことが難しい、その優先順位を低くせざるをえない（高次元の理想を追求する余裕はないと考える）納税者は一定程度存在するであろうから、このような制度の導入を検討することにも一定の理由がある。

(2) ④⑤を理由として青色申告不選択

「④記帳能力なし・資金的余裕なし」、 「⑤時間的余裕なし」といった理由により、青色申告不選択となっている者に対しては、無料やオンラインの記帳指導又は支援などが有効であろう。ただし、現在では、無料ソフトや比較的安価なクラウド会計ソフト等を活用して、低コストで記帳や青色申告を行うことができるため、上記のような者を中心に据えて制度設計をすることは妥当でない。他方、税理士の関与がなく、クラウド会計ソフト等も使わない、不記帳が税務調査で問題になりうるという指摘も響かない層に対して、記帳推進のためにいかなる効果的なアプローチがあるかという点は重要な課題である。税収への影響や費用対効果も踏まえた検討が求められる。

V 結びに代えて—デジタル化の観点から—

最後に、税務関係書類の電子化を含むデジタル化との関係でいくつか述べておく。

令和5年6月30日付け政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」は、「納税者が保有する税務関連情報のデジタル化と記帳水準の向上」と「今後の課題」の文脈において、次のとおり指摘している⁽²¹⁾。

「現状、事業者におけるバックオフィス業務のデジタル化に関する対応状況は様々であり、例えば、売上高1,000万円以下の小規模な事業者においては、日々の取引（売上・仕入）の集計や記帳が手書きで行われている事業者が約半数を占めているとの調査があり、納税者が保有する税務関連情報のデジタル化を一層促進する必要があります。

このため、税務上の透明性確保と恩典適用のバランスを含め、e-Taxの普及状況も踏まえた青色申告制度の見直しを含む個人事業者の記帳水準の向上や、優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置などについて検討することが必要です。」

もっとも、デジタル化と青色申告は一応別の問題であり、所得税について、青色申告者に要請されている方式や水準を満たすような適式の帳簿書類の備付け等を一律に義務化すべきであるといえども、帳簿書類やバックオフィス業務のデジタル化を一律に義務化すべ

(19) 酒井・前掲注(14) 88頁以下参照。酒井克彦「青色申告制度廃止論を巡る議論—所得税法56条の廃止と租税回避否認規定—」アコードタックスレビュー 3号(2013) 5-6頁も参照。ただし、上記のような必要経費不算入措置も一種の鞭であるという評価もありうるかもしれない。

(20) 酒井・前掲注(14) 99頁参照。

(21) 同答申247-248頁。

きであるとは、少なくとも現時点ではいいがたい。

他方、税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であると考えられている。そして、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について早急に検討・対応を行う必要があることも認識されている⁽²²⁾。

このような税制の内部及び外部双方からの要請に基づいて、青色申告制度その他の記帳推進策と、税務関係書類の電子化を含む種々のデジタル化推進策を組み合わせた政策的対応がとられることはありえよう。両者は関連性があり、連続性のある政策をとることで相乗効果が見込まれる。

また、紙幅の都合上、簡述するにとどめるが、デジタル化の観点から次の点を指摘しておきたい。

- ①申告納税制度の下で所得金額の適正性を担保するための方法として、記帳が必須のものであるとはいえないケースも想定される。例えば、取引内容が極めて単純である、取引規模が極めて小さい、入出金はすべて銀行を通して、取引業者が年間取引報告書等を送付している場合など⁽²³⁾においては、わざわざ二次的資料としての帳簿を作成し、記帳することの意義や費用対効果が小さくなることもある。このことは納税者の記帳意欲を低下させうる。
- ②デジタル資産の取引、電子的な決済手段、会計ソフトなどに関連するデジタル技術の進化も併せ考慮すると、納税者自身が記帳能力を有さずとも、あるいは帳簿を作成しなくとも、適正な所得計算ができるケースが増加する可能性も見えてくる。例えば、取引がブロックチェーン⁽²⁴⁾に記録されているならば、納税者が型にはまった帳簿といえるようなものを作成しなくとも、所得金額を適正に算出することが可能なケースはあるし、関連するサービスや技術の開発を行っている業者も存在する⁽²⁵⁾。ただし、

(22) 自由民主党＝公明党税制調査会・前掲注(10) 97頁参照。政府税制調査会の納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告資料(令和3年11月19日、令和4年11月8日)も参照。

(23) ただし、取引報告書等の送付が進んでいない業界への対応を検討する必要もある。例えば、NFT(非代替性トークン)との関係において、NFTのマーケットプレイスは比較的新しいものであり、納税者がNFTのキャピタルゲインとロスを計算する際に参照できる税金関係のドキュメントや取引履歴のレポートが提供されていないこと及びNFT用の税務ソフトの信頼性も低いことを指摘するものとして、Amy Q. Nguyen, *The Mysteries of NFT Taxation and the Problem of Crypto Asset Tax Evasion*, 25 SMU SCI. & TECH. L. REV. 323, 340-341 (2022) 参照。

(24) 分散型台帳とも呼ばれ、特定の帳簿管理者を置かずに、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録していく情報技術のこと。泉絢也＝藤本剛平『事例でわかる! NFT・暗号資産の税務〔第2版〕』(中央経済社、2023) 35頁参照。

(25) より広くブロックチェーン技術の税務行政への利用と課題について、Young Ran Kim, *Blockchain Initiatives for Tax Administration*, 69 UCLA L. REV. 240 (2022); Orly Mazur, *Can Blockchain Revolutionize Tax Administration?*, 127 PENN ST. L. REV. 115 (2022) 参照。

不測の事態に備えて、ブロックチェーンの記録を納税者が保存しておく必要があることは否定できないし、ブロックチェーンに記録されている情報を損益計算書、貸借対照表及び確定申告書の作成に有用な情報に変換することが困難であるケースもある⁽²⁶⁾。

③デジタル技術の進化やデジタル取引の普及は、青色申告制度のみならず、金融機関やプラットフォームを含む取引関係者から納税者や課税庁に対して税務関連情報を提供する制度や、記入済み申告書制度⁽²⁷⁾の設計にも影響を与えるし、記帳状況の確認の自動化を含む税務調査の手法等にも影響を及ぼすであろう。このような流れの中で、納税者と課税庁双方にとっての帳簿書類の意義や役割も変化してくるはずである⁽²⁸⁾。

④このように考えてみると、帳簿よりも、広く取引等に関する関係書類やデータの整理・保存の義務をいち早く整備すべきであるという見解も成り立つように思われる（電子取引のデータ保存義務について電帳法7参照）。その際、事業所得など所得の種類を限定して議論を進めるべきであるかが問われてもよい。

⑤以上とは別の観点になるが、零細事業者向けの記帳や書類の保存、損益計算書や貸借対照表の作成、申告書の作成を国税庁のホームページからワンストップで行うことができるような無料のサービスを提供すれば、青色申告者（適式の帳簿書類の備付け等を行う者）や電子帳簿等による保存を行う者が劇的に増えるのではないかと⁽²⁹⁾。

(26) See Billy Abbott, *The Anything Asset: The Tax Classification of Cryptocurrency, NFTs, DAOs and Other Digital Assets*, 26 CHAP. L. REV. 459, 470 (2023). また、暗号資産やNFTの所得計算との関係において青色申告に係る帳簿書類の備付け等が困難であるケースも存在することについて、藤本剛平「暗号資産・NFTの税務計算の問題点」アコードタックスレビュー 17=18号掲載予定参照。

(27) 日本版記入済み申告書について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）3頁参照。

(28) 令和5年6月23日付けの国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」には、事業者のデジタル化促進の施策も組み込まれた。デジタル化と税理士の将来像については、藤間大順「税理士と税務行政のこれまでとこれから—税理士制度のあり方に関する議論と税務行政のデジタル化に関する議論の対応を主眼として—」神奈川55巻4号（2022）181頁以下参照。

(29) 民業圧迫の問題と民間企業による競争の重要性を考慮して、零細事業者向けの仕様に限定するなどの対応が検討されてもよい。この問題の参考として、Anna Massoglia, *TurboTax Owner Intuit Ramps Up Lobbying as Debate over Government-Run Free Tax Filing Heats Up*, Open Secrets (May 5, 2023 11:16 am), <https://www.opensecrets.org/news/2023/05/turbotax-owner-intuit-ramps-up-lobbying-as-debate-over-government-run-free-tax-filing-heats-up/>（令和5年12月22日最終閲覧）参照。

デジタル化による記帳水準の向上と税理士の役割

若林俊之 ● 税理士

I はじめに

現代の記帳にとって、デジタル技術の利用は必要不可欠といってよい。会計ソフトの利用に限らず、たとえば売上帳や出納帳といった記録を表計算ソフトにより作成していたり、請求書等の授受がネットを介してされていたりすることなども踏まえれば、全くデジタルを利用しないというのは可能性が低いであろう。

タブレット端末やスマートフォン等のモバイル端末の利用者の増加により、パソコンに向かわずに作業ができるようになってきていることや、ネットショッピングやSNSを介した商取引が増えてきていることなどもあわせて考えれば、会計に関する業務についてデジタルを利用する場面の適切な管理は必須である。中でも会計ソフトを利用した記帳については、クラウド型会計システムの普及などに伴いその利用者の増加傾向にあるため、特に留意したい点となる。

そこで本稿では、記帳のデジタル化に関する要点として、取引情報の収集やその保管方法、そして会計ソフトの利用から税務申告に至るまでのプロセスにおいて、税理士が関与する際の役割も踏まえて、そのサービスの種

類や有効な利用方法について検討したい。

なお、提供されている会計ソフト等のサービスの内容はメーカーにより詳細が異なるが、本稿では大まかな区分と傾向によりそれらのサービスを説明しているため、一部該当しない例もあることをご理解頂きたい。

II デジタル化への準備

日々の取引記録から記帳をして、かつその取引記録の保管と管理をしていくためには、まず会計ソフト等の導入検討の前に、事業の取引記録の全体像を把握しておく必要がある。

請求書等の紙の資料の存在の程度、インターネットバンキングの利用の有無、クレジットカードやキャッシュレス決済明細の確認手段、ネットサービスの利用状況などにより、記帳に必要なシステムの選択とその運用に差が出るためである。

会計システム等のサービスは一律でなく、利用できる機能により料金体系が異なることが多いため、必要かつ十分なアプリケーションやサービスを無駄なく選択することが求められる。機能が足りずに、それを補うために追加の手間と費用が増えては本末転倒であるし、逆に必要以上に高度なシステムの導入は

無用な支出となる。

会計システムは、原則として機能改善や法改正への対応により随時バージョンアップが繰り返されるため、初期投資のみで完了することは稀で、その後も継続して利用料等が発生することが多いため、導入前に明確な利用プランを講じることも必要である。

また事業者が日常的に使用する端末の状況も確認しておく必要がある。小規模事業者の記帳に際しては、経理担当者が常駐しているという環境より、おそらくは通常の営業活動の合間に経営者や従業員等が補助的・追加的な業務として行っているケースが大多数と推察される。デスクでパソコンに向かう時間がどれだけあるのか、スマートフォン等のモバイル端末をどれだけ利用できるかといった利用状況も把握しておくべきである。

会計ソフトの導入で記帳水準が向上することは期待できるが、実態にそぐわないものを導入してしまい、そのシステムに振り回されてしまっは意味がない。適切かつ合理的な導入が求められる。

Ⅲ 会計ソフトの機能の検討

1. インストール型とクラウド型

① インストール型

パソコンに会計ソフトをインストールして使用するもので、入力されたデータも原則としてそのパソコン内に保存される（サーバーシステムを導入していればサーバーに保存され、サービスによってはクラウドにバックアップデータが追加保存できる場合もある）。

インターネット環境に左右されずにオフラインの状態でも作業ができるなど、外部のシステムに影響されないため動作の安定度は高い。また、その事業者に合わせてカスタマイズにも対応していることが多いため、機能面

の充実度において秀でていと評価される。

反面、インストールしたパソコンでしか作業はできず、そのパソコンが故障等した場合には別のパソコンへの乗り換えが必要となるほか、会計ソフトのバージョンアップなどの際には利用者自身で対応しなくてはならないなど、管理作業の負担が伴う。

料金体系としては、ソフトは原則買い切りで、バージョンアップ等に関しては追加購入か保守契約によりサポートを受けるといった形式が一般的である。

② クラウド型

インターネット上にある会計システムにログインして使用するもので、入力されたデータも原則としてクラウド上に保存される（自身のパソコン等へのバックアップデータの保存も基本的に可能）。

インターネットに接続できる環境があれば利用できるため、利用する際のパソコンは限定されず、どのパソコンからでも使用できる。モバイル端末にも対応しているものも多いため、場所を選ばずに作業をすることも可能となる。

またソフトのバージョンアップ等はサービスの提供側の方で定期的に行われているため、システムや媒体の管理はほぼ不要となる。ただし、絶えずインターネットに接続した状態で作業を行うため、安定した接続環境でないと動作に支障が出るなどの可能性はある。

料金体系は原則として継続課金制が主となり、機能の拡張等の程度により利用料に差が出るのが一般的である。

③ システムの選択

両システムともメリットが異なるため、その機能の特性と事業者が対応できる状況に応じて導入を選択すべきであろう。

あくまで傾向としてはあるが、インストール型は随時パソコンで経理作業等ができる環境があつて、そのパソコンを適正に管理

できる状況にあり、かつシステムに多様な機能性を求める事業者に向くと考えられる。

一方、たとえば特定のオフィスなどを設けず移動も多いような事業者等の場合、空き時間等に作業を進めるなどの対応も予想されるため、スマートフォンやタブレット等でも作業が進められるポータビリティに優れたクラウド型の方が向いているであろう。

2. データの入力と外部データ取り込み

① 直接入力

キーボードを用いた一般的な仕訳入力作業については、画面構成や操作方法等に多少の差はあれ、基本的にどの会計ソフトにおいても大差はないといえる。ただ若干ではあるが、一般個人ユーザー向けの製品の方が、簿記の知識に乏しくても入力ができるような入力補助機能が充実している傾向は見てとれる。この点においては、インストール型とクラウド型で特段の差異はないといえる。

② 通帳データ等の取り込み

直接の入力以外に、外部から取り込んだデータより仕訳を自動的に生成する機能も近年では充実している。

インターネットバンキングを利用している通帳データ、提携するクレジットカードの明細データ、キャッシュレス決済の明細データ、POSレジシステム（売上データ等がネットを通じてリアルタイムに集計されるレジシステム、専用機がなくてもタブレット端末等をレジスターとして利用することも可能）のデータなどを会計ソフトに取り込んで、自動的に仕訳を生成する機能である。

事業者にとっては利便性の高い機能ではあるが、最初から完璧な仕訳を自動生成するというところまではまだ難しい。一定の仕訳登録のルール（たとえば「〇〇ショウテン」という振込情報に対して買掛金の支払として勘定科目を割り当てるなどのルール）を徐々に

登録して完成度を上げていく必要がある。ある程度ルールを登録してしまえば大幅な時間短縮が見込めるし、仕訳の入力ミスも減るため、事業者が自身で記帳をする場合には有効であろう。

こうしたデータの取り込み機能は、インストール型とクラウド型のどちらも対応している。クラウド型が先んじて導入してきた経緯があり、またすべてインターネット内のデータの連携であるため、クラウド型の方がよりシームレスな連携が期待できるが、最近ではインストール型でもこうしたサービスを積極的に展開しており、全体として機能性の向上が期待できる状況にある。

③ 領収書等の画像データからの取り込み

主としてクラウド型が以前から積極的に取り組んできた機能に、紙の請求書やレシートをスマートフォンなどで撮影して、その画像情報からAI-OCR（画像の文字部分をシステムが認識しテキストデータに変換するOCR機能に、AI（人工知能）の機能が追加されているもので、これまでのOCRで必要であった読取位置や読取項目の指定などなくても、自動的に文字の認識とその内容の判断を可能とするシステム）で領収書等から入力に必要なデータを読み取り、そこから仕訳を生成する機能がある。

上記の通帳データ等の取り込みと同様に、生成される仕訳についてルールの登録は必須であるし、手書きの領収書等の識字率はまださほど高くないとは考えられるため、画像読み込み後の修正は当然必要であるが、モバイル端末を利用する場合、紙の領収書等からキーボードを利用せずに手作業で入力するのは手間がかかるため、日常的にパソコン入力等が難しい事業者にとっては有効な機能といえる。

加えて、令和5年10月から開始したインボイス制度により、請求書等に記載される登録

番号の判別も要求されるが、AI-OCR機能を用いればその読み取りも可能となるため、現在すでに十分な入力作業ができている事業者にとっても、インボイス制度への対応として今後期待できる機能の1つである。

このAI-OCRを使った読み取り機能はスマートフォン等の画像撮影に限るものではなく、スキャナーから読み取った画像に対してももちろん有効的に機能する。また、読み取った画像からの自動仕訳入力インストール型も対応してきており、インボイス制度への対応として、そして読み取ったデータはクラウドサーバーなどに保存されるため、次に述べる取引データ保存への対策として、いずれの会計ソフトを使用する場合でも、導入を検討してみる価値はあろう。

こうした通帳取引データや画像データの取り込み機能に関しては、インストール型であれば追加のオプション契約、クラウド型であれば機能の拡張などの追加費用の発生の可能性もあるため、導入の必要性と費用対効果の検討も必要となる。

3. 取引データの保存

会計帳簿の入力と並行して、入力された取引データの保存に関しても配慮しておく必要がある。令和3年度と令和5年度の税制改正を経て電子帳簿保存法が大幅に改正され、電子取引のデータでの保存義務化や、スキャナー等で画像保存する場合の要件緩和等が設けられている。

詳細な説明は本稿では割愛するが、先に述べたように取引自体がデジタルによるものが増えており、また上記Ⅲ 2 ③であげたインボイス対応のために証憑類の画像データ化が進むことが考えられるため、帳簿書類保存のデジタル対応についても確認しておきたい。

① スキャナー保存への対応

紙の証憑類のスキャンデータの保存に対し

て電子帳簿保存法を利用（電子帳簿保存法4③）するのは任意ではあるが、会計ソフトメーカー等が提供する領収書等のAI-OCRによる読み取りのシステムは、その読み取った画像を電子帳簿保存法の保存要件を満たすクラウドサーバーに保存できる機能も付加できることが多い。これを利用する場合、事業者側で特別な準備なく電子帳簿保存法への対応が可能となり、読み取られた画像は、それにより生成された仕訳と紐付けられることにより証憑類の検索が素早くなるほか、かさばる紙の領収書等を処分できることになるため、併せて導入を検討することも有効である。

② 電子取引保存義務への対応

事業者が電子取引（取引に関する証憑類の授受をデジタルで行う場合をいう。たとえばメールで請求書等を受領するケースや、インターネットのホームページから請求書等のデータをダウンロードする場合などが該当する）を行った場合には、それを印刷して保管することは原則認められず、電子的に保存しなければならない（電子帳簿保存法7）。

事業者が訂正削除防止事務処理規定を備え付けて、かつ検索可能な状態で保存するなどの対応が必要となるが、上記のような領収書等の読み取りデータを保存するシステムは、こうした電子取引に関するデータ保存に対しても電子帳簿保存法の要件を満たすため、その利用により電子帳簿保存法の義務化部分への対応も可能となる。

スキャナー保存対応のためにこのシステムを導入済みの事業者は、電子取引保存に対しても転用できるし、電子取引データの取り扱量が多い事業者等も今後新たに導入を検討してみる価値はあろう。

4. 税務申告への対応

記帳後は税務申告の作業ということになるが、会計ソフトメーカーが連携できる税務申

告対応ソフトを提供している場合には、その利用によりデータ連携で申告書等の作成業務に移行できる。

そうした連携ソフトがない場合であっても、税務申告ソフトの側で、別メーカーの会計データを取り込む機能を備えているケースもある。ソフトの付帯機能で自動的に連動する方式の他、会計ソフトから一度CSV (Comma Separated Valuesの略で、各項目がカンマ (,) で区切られたテキストデータを指す。Excelなどの表計算ソフトで閲覧も可能) 形式のファイルで出力し、それを取り込むという方法もある。

IV 税理士との連携

自身で会計帳簿の記帳から決算書類の作成、税務申告まで完了させられる事業者ばかりではないであろう。ある程度帳簿を作成していても、その後税理士に会計帳簿の完成と税務申告を依頼する可能性は高く、その際の税理士側とのデータ連携の留意点も検討しておきたい。

1. 同一システムの利用

以前から、事業者自身で会計ソフトへの記帳をしてもらう、いわゆる「自計化」を進める際には、税理士が使用する会計ソフトないしはそれと親和性の高いソフト等を事業者が推奨し、そのデータの授受により作業を進める方法が一般的であった。

現在でもこうした方法により事業者が記帳を促すやり方は普遍であるが、先に述べたように、取引情報のデジタル化が進み、またクラウド型会計ソフト等の広がりもあるため、以前より事業者のシステム利用環境には多様性が出てきている。

こうした状況に対応するためには、たとえ

他種システム間であってもスムーズに連携等ができる対応も講じておく必要がある。

2. 他システムへの対応

税理士に依頼する以前から、事業者がクラウド型会計ソフトや市販されているインストール型会計ソフトを利用しているケースは多い。

その場合、改めて税理士が利用するソフトと同じものの利用を進めるのは事業者にとって負担となるため、事業者がそのソフトを継続して利用することを前提に対応を考えておく必要がある。

まず、会計ソフトによっては、他システムであってもデータの取り込みができる場合がある。双方向のデータのやり取りが難しいケースは多いが、事業者の記帳データを税理士側で取り込むだけといった一方向での受け渡しは比較的対応できることが多い。その場合には、基本的な記帳を事業者が行った後、そのデータを税理士側でインポートすることで引継ぎが可能となる。

ソフトの機能を用いた直接のデータ連携ができない場合であっても、前述のCSVファイルを介したデータの受け取りができるケースもある。これらの機能を使えば異なるシステム間であってもデータの受け渡しはできるため、同一システムの利用に拘泥する必要はなくなる。

こうした連携ができない場合には、事業者が利用するシステムを税理士側でも導入するケースもあるが、事業者が一定の記帳を済ませた後の修正作業が主となるため、日常的に税理士側で利用していないシステムであっても、極端な負担にならないことも考えられる。

会計ソフトの種類は多いが、シェアの高いソフトは数種であるし、クラウド型の場合には利用者アカウントの追加などの簡易な方法で共有できることも多いため、他システムへ

の対応にそれほど消極的になる必要はないといえる。

3. 取引記録の共有

共有すべきは記帳データに留まらない。その記帳の資料となる証憑類についても、随時確認の必要もあるため、それらのデータの共有も検討しておきたい。

表計算ソフト等で作成された出納帳や売上データなどはメール等でやり取りしても良いし、あるいはクラウドのデータストレージサービス（ネットワーク上にデータ保存できるサービス。保存容量により利用料が変わるが、無償で使用できる容量枠が用意されていることも多い）を利用して、それを共有する方法なども考えられる。

前述した外部からの取り込みデータやスキャン等されたデータは、こうしたストレージサービスに保存されることが多い。サービスによっては、税理士側でそのストレージを利用し、税理士側が保有する保存容量を顧問先等に部分的に貸与して利用してもらうものもあるため、併せて検討することも有効である。

V おわりに

ここまで挙げてきたような会計ソフトに関連するサービスは、昨今のデジタル化の中で

その多様化を進めてきた。すべての機能を兼ね備えた商品やサービスもあれば、これらの一部分だけ、たとえばスキャナー等からの読み込みと保存だけ、データの読み込みと帳簿記帳だけ、あるいは大抵の処理はできるが他システムとのデータ連動には対応していないなどのケースも考えられよう。

そうした場合であっても、他の技術やサービスを並行して利用することで、より複合的で合理的なシステムの構築が可能となることもある。デジタル技術の発展はスピードが速いため、これらの情報を注視しておくことも重要である。

記帳作業におけるデジタルの利用の恩恵は、記帳の正確性を高めることだけではない。取引自体がデジタル化していくことへの対応、会計データの迅速な把握、インボイス制度導入や電子帳簿保存法などの取引記録の把握とその保存方法の大幅な変化などへの対応が可能で、デジタルの導入で業務そのものの合理化を図ることが期待できる。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、単にアナログの機器や作業をデジタルに変えることを指しているのではない。デジタルを利用して組織や業務内容といった事業全体の変革と再構築を目指すものである。

本稿はデジタル化による記帳水準の向上に資する内容を検討したものであるが、それを足掛かりとして、業務全体へのデジタル利用を検討することも推奨したい。